

消費税増税に伴う介護保険料の軽減について

2019年10月の消費税率10%への引き上げに伴い、低所得者（第1段階から第3段階）に対する2019年度の保険料軽減について、国において政令改正が行われる予定であり、本市でも第1段階から3段階の軽減後の賦課割合及び保険料率を決定しましたので報告します。

記

1 本市の軽減後の賦課割合と保険料率

2019年度の保険料軽減については、2019年10月以降の消費税率引き上げによるものであり、国が示す軽減後の標準的な賦課割合は、2020年度以降の軽減幅の半分の水準とされています。

本市におきましても、軽減割合が国の基準内であれば、保険料軽減分に対する国等からの助成を受けることができることから、国が示す軽減後の標準的な賦課割合を参考とし、2019年度については、2020年度以降の軽減幅の半分の水準とします。

	現行 (賦課割合/ 介護保険料)	2019年度 (賦課割合/ 介護保険料)	2020年度 (賦課割合/ 介護保険料)	国が示す軽減後 の標準的な賦課 割合(2020年度)
第1段階	0.45 / 31,698円	0.375 / 26,415円	0.3 / 21,132円	0.3
第2段階	0.63 / 44,377円	0.565 / 39,798円	0.5 / 35,220円	0.5
第3段階	0.75 / 52,830円	0.725 / 51,069円	0.7 / 49,308円	0.7

2 明石市介護保険条例施行規則の改正について

(1) 改正の概要

2019年度の軽減後の第1から第3段階までの保険料については、明石市介護保険条例第3条第2項の委任により、明石市介護保険条例施行規則第11条でその額を定めます。また、2020年度については、国で政令が改正された後、改めて規則改正を行います。

(2) 規則の施行日

2019年(平成31年)4月1日